

東金税務署からのお知らせ

東金税務署の令和5年分の所得税・贈与税・個人消費税の申告書作成・相談

▼会場 東金商工会館1階 (東金市東岩崎1-5)

▼期間 (土)・(日)、祝日を除く 2月16日(金)～3月15日(金) 8時30分～16時

※相談開始は9時から。 ※混雑回避のために「入場整理券」を配付します。

▼注意
・原則スマートフォンで申告書を作成していただきます。

前年の申告書等の控えや源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類、スマートフォンおよびマイナンバーカード(および各種パスワード)を持参ください。

・入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。

・入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。ぜひLINEでの事前発行をご利用ください。

・3月中は入場整理券の入手が困難となる場合がございますので、2月中の来場をお勧めします。

・還付申告をする方は、開設期間の前でも東金税務署にて相談を受け付けます。

・期間中、申告書作成会場および税務署の駐車場は、利用できません。可能な限り公共交通機関をご利用ください。

・身障者用駐車スペースをご利用の際は、申告書作成会場の職員または税務署の警備員にお声掛けください。

・申告書の「控用」に収受印が必要な場合は、「提出用」と一緒に提出してください。

後日、「控用」に収受印を押印することはできません。

・マイナンバーをお持ちでない場合は、本人確認書類(免許証など)および番号確認書類(通知カードなど)をお持ちください。

◆申告書の提出はお早めに
令和5年分の所得税の確定申告書・贈与税の申告書の提出・納付の期限は、3月15日(金)です。

令和5年分の個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告書の提出・納付の期限は、4月1日(月)です。

3月に入ると税務署は大変混雑しますので、確定申告書等は自分で作成し、早めの提出をお願いします。

▼申告書の提出
申告書の提出のみ(相談不要)の場合の提出先は次のとおりです。

・窓口での提出 (2月16日(金)～3月15日(金))

・申告書作成会場の提出コーナーへ提出

・窓口以外の期間(右記以外の期間) 東金税務署の窓口へ提出

・郵送で提出 〒262-18507 千葉市花見川区武石町1-520「東京国税局業務センター千葉西分室(東金税務署)」

◆納税は期限内に振替納税で
振替納税を利用している方へ

令和5年確定申告分の振替日は、所得税が4月23日(火)、個人事業者の消費税および地方消費税が4月30日(火)となります。事前に預貯金口座の残高をご確認ください。

※残高不足で振替ができない場合は、延滞税がかかる場合があります。

※転居等により所轄の税務署が変わった場合は、新たに振替納税の手続きが必要です。

◆振替納税を利用していない方へ
金融機関または所轄の税務署で納付書により納付するほか、金融機関等の窓口に行く必要が無いキャッシュレス納付が便利です。納付方法は次のとおりです。いずれの方法も納期限内に手続きをお願いします。

①電子納税(e-Tax)
e-Taxを利用することで、すべての税目について、ダイレクト納付、インターネットバンキングによる納付ができます。

②振替納税
申告所得税および復興特別所得税と個人事業者の消費税および地方消費税は、振替納税がご利用いただけます。

③クレジットカード納付
インターネットを利用して専用の画面からクレジットカードで納付することができます。

④スマホアプリ納付
インターネットを利用してスマートフォン決済専用の画面から、利用可能なPay払いにより納付できます。

◆e-Tax申告
スマホやパソコンで「確定申告書作成コーナー」から申告書を作成して、マイナンバーカードを使ってe-Taxから提出できます。また、確定申告書作成コーナーで入力し、プリントアウト(白黒でも可)した確定申告書等は、そのまま税務署に提出することもできます。

◆注意事項
公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつその年分の公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下のため、確定申告の必要が無い方でも、所得税の還付を受けるためには確定申告が必要です。

また、所得税の還付が発生しない方でも、住民税の計算上所得控除を受ける場合には住民税の申告が必要です。

東金税務署
☎0475(52)3121

確定申告が必要無く 住民税の申告が必要な方

令和6年1月1日現在、本市に住所があり、次の事項に該当する方は住民税の申告が必要です。なお、住民税の申告内容は、国民健康保険税の算出・軽減の判定、国民年金保険料の免除申請、児童手当、就学援助、市営住宅入居等でも必要となりますので、必ず申告してください。

〈住民税の申告が必要な方〉

- ・給与または公的年金以外の所得のある方
 - ・令和5年中に所得が無く、控除対象配偶者または扶養親族の対象になっていない方
 - ・令和5年中の所得が非課税所得(主に遺族・障害・老齢福祉年金や雇用・労災保険の給付等のこと)のみで控除対象配偶者または扶養親族の対象になっていない方
 - ・令和5年中の合計所得金額が1,000万円を超えている方の同一生計配偶者として被扶養者となる方
- ※所得税の確定申告をした方は、住民税の申告をする必要はありません。
- ※公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつその年分の公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下のため、確定申告の必要が無い方でも、住民税の計算上所得控除を受けるためには住民税の申告が必要となる場合があります。
- ※給与所得者で給与以外の所得が20万円以下のため、所得税の申告が必要の無い方でも、住民税の申告は必要です。
- ※所得税の確定申告をしない給与・年金所得者が源泉徴収票に記載されている所得控除の内容を訂正するには、住民税の申告が必要です。
- ※勤務先から市役所に給与支払報告書の提出が無かった方、公的年金の支払先から市役所に公的年金等支払報告書の提出が無かった方は、住民税の申告を求められる場合があります。

☎税務課市民税班 ☎0475(70)0321

所得税・住民税の申告相談

○実施日・会場 2月16日(金)～3月15日(金)のうち

●大綱会場(中央公民館)＝(土)・(日)、祝日を除く平日 ●白里会場(農村環境改善センターいずみの里)＝(火)・(水)・(木)

○受付時間(2会場共通) 午前の部 9:00～11:00 午後の部 13:00～16:00

日程	中央公民館 1階講堂	農村環境改善センターいずみの里 農事相談室	
2月	16日(金)	○	×(実施しません)
	19日(月)	○	×(実施しません)
	20日(火)	○	○
	21日(水)	○	○
	22日(木)	○	○
	26日(月)	○	×(実施しません)
	27日(火)	○	○
	28日(水)	○	○
	29日(木)	○	○
3月	1日(金)	○	×(実施しません)
	4日(月)	○	×(実施しません)
	5日(火)	○	○
	6日(水)	○	○
	7日(木)	○	○
	8日(金)	○	×(実施しません)
	11日(月)	○	×(実施しません)
	12日(火)	○	○
	13日(水)	○	○
14日(木)	○	○	
15日(金)	○	×(実施しません)	

申告相談を実施する：○
申告相談を実施しない：×

○次の方は、東金商工会館(※)で申告してください。

- ・住宅借入金等特別控除(1年目)のある方
- ・青色申告、損失申告の方
- ・準確定申告(亡くなった方の申告)の方
- ・譲渡所得のある方
- ・先物取引、山林所得のある方
- ・雑損控除のある方
- ・国外の親族を扶養にとる方
- ・贈与税や消費税の申告が必要な方

※東金商工会館の開設期間は、2月16日(金)から3月15日(金)までとなります。それ以外の期間は、東金税務署へご相談ください。

○インターネットによる事前予約

今年からインターネットによる事前の相談予約受付を開始します。

- ▶予約開始＝2月5日(月)10時～
- ▶予約ページ＝<https://logoform.jp/form/emGS/442827>

※希望日の2日前までにご予約ください。
※例年通り入場整理券の配布による相談受付も併せて実施します。



○開庁時間(8時30分)前のご来場はお控えください

入場整理券の配布は8時45分からとなりますが、配布開始時間に会場内にいる来場者で抽選を実施し、受付順番を決定します(抽選前のご来場の順番は相談の受付順番に関係ありません)。なお、抽選後は来場順で相談受付(入場整理券の配布)を行います。

◆注意

相談受付の上限人数を超えた場合、受付を早く締め切る場合があります。なお、申告書および添付書類を作成済みで、提出のみで済む方は「入場整理券」不要で受け付けます。例年、申告相談初日や終了間際の数日間は大変混み合います。また、相談内容が複雑で時間を要する方は税務署をご利用ください。

所得税の確定申告や住民税の申告は申告期限内に行ってください。申告期限を過ぎてからの申告は、控除の適用等を受けられない場合があります。

・所得税の確定申告関係書類について、税務課窓口や申告会場での配布は在庫が無くなり次第終了します。市での配布終了後に書類をご希望の方は東金税務署へ問い合わせください。

☎税務課市民税班 ☎0475(70)0321